

令和8年8月31日

富山市長 藤 井 裕 久 様

富山市民営化対象保育所等
及び引受法人選考委員会
委員長 宮田 徹



富山市立保育所等の民営化に係る対象保育所等の
選定基準の見直しについて（答申）

令和8年8月18日付けで諮問のありました、標記の件については、当委員会において鋭意検討を重ね、次のとおり結論を得たので答申します。

第1 答申の結論

富山市立保育所及び富山市立幼保連携型認定こども園の民営化の実施にあたり、現行の民営化対象保育所等の選定基準については、見直すことが妥当であると認め、次のとおり結論を得た。

- (1) 既存施設の活用による民営化における規模的要件から「入所児童数（定員充足状況）」の基準を削除する。
- (2) 既存施設の活用による民営化及び市有地の活用による民営化における地域的要件中、「就学前児童数の増加」部分の記載を削除する。
- (3) 既存施設の活用による民営化及び市有地の活用による民営化において、本選定基準に適合しない場合であっても、再編が決定した保育所等や、法人から引受意向がある保育所等も対象とできるように「特例措置」を新設する。
- (4) 「特別保育」を「多様なニーズ」に改める。
- (5) 上記の見直し後の選定基準は別紙のとおり。

第2 答申の理由及び考え方

(1) 「入所児童数（定員充足状況）」の基準の削除

現行基準が求める規模的要件（定員充足率90%以上が3年以上継続等）を満たす保育所等は、利用児童数の減少に伴い、現在、全35施設中2施設にとどまっている。また、定員数は、利用児童数の減少に合わせ、各保育所等において適正化（減少）を図ることが一般的となっている実態があることから、待機児童解消期に設定された「定員充足状況」の要件は現状に適していないものであり、「利用定員」そのものを基準として判断することは合理的である。

(2)「就学前児童数の増加」の記載の削除

少子化が市全域で進行している現状を鑑みれば、地域的要件における「就学前児童数が増加している」という条件は、実質的に適合が困難な基準となっており、今回の見直しにおいてこれを削除することは適切である。

(3)「特例措置」の新設

本年6月に市が実施した民営化等に関するアンケート調査においては、現行基準に適合しない比較的小規模な施設や、老朽化の進んだ既存施設であっても引き受ける意向があるなど、民間事業者の多様で柔軟なニーズが示された。

こうした中、一律の基準に該当しないことによって民営化可能な施設が限定され、引受意向があるにも関わらず民間移管ができないことは、保育サービスの持続的な提供や質の向上、さらには多様なニーズへの対応等の観点から避けるべきである。

したがって、基準に満たない保育所等であっても、事前に民間事業者による引受意向が確認でき、かつ地域における保育サービスの持続的な提供や質の向上に資すると客観的に判断できるものについては、特例的に選定対象とすることができる「特例措置」を創設することは、実効性が高く妥当である。

(4)「特別保育」の表現の見直し

かつての厚生労働省所管の要綱「特別保育事業実施要綱」では、延長保育、一時保育、休日保育、病児・病後児保育、乳児保育、障害児保育を「特別保育事業」としていたが、平成27年の子ども・子育て支援新制度へと移行した際に当該要綱は廃止となり、現在の「子ども・子育て支援交付金交付要綱」では「特別保育」という区分はなく事業ごと（延長保育、一時保育等）に要綱を定めている。

また、こども家庭庁では、「多様なニーズに対応した保育の充実」として、障害児・医療的ケア児への対応、病児保育、延長保育、一時預かり等を位

置付けていることから「多様なニーズ」へと見直しを行うべきである。

総括的事項

今回の諮問に対し、当委員会では、市が推進する誰もが安心して子育てできる環境づくりに向けて、今後も市立保育所等の適切な民営化を推進し、教育・保育環境の充実が一層図られるよう、対象保育所等の選定基準について慎重かつ厳正に審議を行い、今回の結論に至ったものである。

人口減少や少子高齢化の進行による保育需要の縮小、施設の老朽化、さらには保育人材の不足といった市立保育所等を取り巻く課題と現状の中で、本市が将来にわたって安全・安心で質の高い教育・保育サービスを安定的に提供していくためには、地域や保護者等の意見を十分に汲み取った上での市立保育所等の再編や、意欲ある民間事業者のノウハウを最大限に活用した民営化を計画的に推進することは重要である。

市においては、今後とも保育所等の民営化を進めるにあたっては、市立保育所等が担うべき役割と機能、そして私立保育所等が発揮する多様で柔軟な保育サービスなど、それぞれの役割と強みを掛け合わせた、市全体の教育・保育サービスの充実が図られるよう、公私のバランスに配慮されたい。

また、新たに設ける特例措置の適用に際しては、市が事前に調査を実施するなど、引受意向を慎重に見極めるとともに、公募後の引受法人の選定にあたっては、別途定める「引受法人選考基準」に基づき、応募法人の財務状況、職員配置計画、地域福祉への貢献意欲等を厳格かつ公正に判断されたい。さらに、実際の民間移管にあたっては、利用児童の保育環境の急変や保護者の不安に寄り添い円滑な移行、そして移管後も適正な保育環境が継続・担保されるよう、引受法人への適切な指導・監督及び人的支援に努められたい。

今後も保護者や地元関係者、関係機関等の理解と協力を得ながら、より良い保育行政をなお一層強力に推進されることを期待する。

民営化対象保育所等選定基準

平成17年 4月 1日 制定
平成17年 7月19日 改定
平成27年11月 1日 改定
令和 6年12月11日 改定
令和 8年 月 日 改定

1 既存施設の活用による民営化

(1) 保育所又は幼保連携型認定こども園（以下「保育所等」という。）の経営的要件

民営化後も事業を安定的に継続して運営できる保育所等

(2) 保育所等の規模的要件

現在の定員（幼保連携型認定こども園においては、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども（以下「2号認定子ども」という。）と法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども（以下「3号認定子ども」という。）の定員の合計）が90人以上で、定員が増加しているか、定員の変動の少ない保育所等

ただし、定員が90人未満であっても、地域の状況に応じて多様なニーズへの対応が特に必要と認められる保育所等は対象とする

(3) 地域的要件

ア 保育所等の地域性

当該地区の就学前児童数が、3年前に比べ90%以上存在している保育所等

ただし、当該地区の就学前児童数が3年前に比べ90%未満に減少していても、当該地区で宅地開発計画がある保育所等や、他の地域から入所する児童（幼保連携型認定こども園においては、2号認定子どもと3号認定子ども）の割合が40%以上の保育所等は対象とする

イ 公立の保育所及び幼保連携型認定こども園の配置

市内における公立の保育所及び幼保連携型認定こども園の配置を考慮する

(4) 多様なニーズへの対応（実施状況）

周辺地域の一時保育や延長保育、休日保育等の実施状況を考慮する

(5) 敷地・建物等の要件（敷地条件や保育所等の構造・経過年数等）

ア 敷地の要件

保育所等の用地として市が所有する保育所等

イ 建物の要件

(7) 保育所等の構造と経過年数

a 残存耐用年数30年以上の鉄筋コンクリート造保育所等

b 残存耐用年数15年以上の木造保育所等

(イ) 改築・改修等の必要性

早期に改築又は大規模改修の必要な保育所等は除外する
ただし、大規模改修が必要な保育所等であっても、民営化後に市が財政的支援を行う場合には、対象とする

(ウ) 余剰スペース等

余剰スペースのある保育所等、又は、建ぺい率が40%以下の保育所等

(6) 持続可能な保育サービスの提供を考慮した特例措置

上記(2)から(5)までの基準に適合しない保育所等であっても、法人からの引受意向がある場合や、保育所等の再編が決定している場合など、地域における保育サービスの持続的な提供や質の向上に資すると認められる保育所等は対象とする

2 市有地の活用による民営化

(1) 保育所等の経営的要件

民営化後も事業を安定的に継続して運営できる保育所等

(2) 保育所等の規模的要件

現在の定員（幼保連携型認定こども園においては、2号認定子どもと3号認定子どもの定員の合計）が90人以上で、定員が増加しているか、定員の変動の少ない保育所等

ただし、定員が90人未満であっても、地域の状況に応じて多様なニーズへの対応が特に必要と認められる保育所等は対象とする

(3) 地域的要件

ア 地域性

新たに保育所等を整備するための市有地がある地区の就学前児童数が、3年前に比べ90%以上存在している保育所等

ただし、当該地区の就学前児童数が3年前に比べ90%未満に減少していても、当該地区で宅地開発計画がある保育所等や、他の地域から入所する児童（幼保連携型認定こども園においては、2号認定子どもと3号認定子ども）の割合が40%以上の保育所等は対象とする

イ 公立の保育所及び幼保連携型認定こども園の配置

市内における公立の保育所及び幼保連携型認定こども園の配置を考慮する

(4) 多様なニーズへの対応（実施状況）

周辺地域の一時保育や延長保育、休日保育等の実施状況を考慮する

(5) 敷地の要件

保育所等の周辺に、新たに保育所等を整備するための市有地がある保育所等

(6) 持続可能な保育サービスの提供を考慮した特例措置

上記(2)から(5)までの基準に適合しない保育所等であっても、法人からの引受意向がある場合や、保育所等の再編が決定している場合など、地域における保育サービスの持続的な提供や質の向上に資すると認められる保育所等は対象とする